令和7年草加市議会議会運営委員会要点記録(第20回)

◆開会年月日 令和7年10月31日(金曜日)

◆開催の場所 第3委員会室

◆出席委員 佐藤利器 委員長 木村忠義 委員

 堀 込 彰 二
 副委員長
 矢 部 正 平 委 員

 森
 覚 委 員 佐 藤 憲 和 委 員

中島綾菜委員 白石孝雄 委員 甲山杏香委員 関 一幸 委員

◆欠席委員 なし

◆協議事項 ・ 新委員の紹介・あいさつ

1 検討事項「議会改革について」反問権の導入について

2 検討事項「委員長報告に対する質疑について」

◆議事内容

午後3時54分開会

- ・ 新委員の紹介・あいさつ
 - ※ 佐藤憲和委員 あいさつ
 - ※ 白石委員 あいさつ

1 検討事項「議会改革について」反問権の導入について

10月17日の議会運営委員会で決定したとおり、検討事項「議会改革について」反問権の導入について、草加自民党・無所属の会から視察結果の報告を受けた上で、ご協議いただきたい。

【各会派の意見】

項目	草加自民党・	SOKA新政	公明党	市民共同	立憲民主党
(1)反問権の範囲(反問の性質) 【逆質問】 ①質問の背景・根拠について問うもの ②質問者の考え方について問うもの ③質問者へ代替案の提示について問うもの 【質問趣旨確認】 ④質問の趣旨や内容の確認を行うもの	無所属の会 ①~④ ※反問権(④) と反論権(① ~③)を別で 設けたい。	1~4	4	①~④	4
(2)反問権を付与(行使)する対象(会議) ①議案質疑 ②一般質問 ③代表質問 ④議員・委員会提出の議案等 ⑤市長報告等 ⑥委員会の質疑・質問 ⑦その他	1~3	①、② ③は他会派の 意見を聞きた い。	2	①~⑥	①~⑥
(3)反問権を行使できる者 ①市長 ②副市長 ③教育長 ④議員 ⑤部課長等 ⑥代表監査委員、選管委員長 ⑦参考人等	【反論権(逆質問)】 ①~③ 【反問権(質問趣旨確認)】 ①~⑦	①~③ ※その他はま だ決まってい ない。	①~③、 ⑤~⑦	①~⑦	①~⑦
(4)質問時間の扱い(反問権の行使により 発生した時間の取り扱い) ①質問時間に含まない ②質問時間に含む	2	1)	まとまるとこ ろで。	1)	1
(5)反問形式 ①一問一答方式 ②その他	1	1)	1	1	1
(6)反問する場所 ①反問権の行使の許可を得た場所 例:議案質疑・一般 質問の場合 【逆質問】 答弁1回目は答弁席 2回目以降は自席 【質問趣旨確認】自席 ②その他	まとまるところで。	流れとしてス ムーズな場 所。	まとまるとこ ろで。	1	1)
(7)反問権の付与(行使)に関する根拠を 規定する形式 ①議会運営に関する申し合わせ事項 ②その他	まとまるとこ ろで。	議会改革特別 委員会で検討 事項となって いる議会基本 条例の協議次 第。	1	0	1

- ※「草加自民党・無所属の会から視察結果の報告を受けて、各会派の意見が出 そろったが、今後の協議はどのように進めていくか。」<佐藤利器委員長>
- ※「各会派の意見を一覧にした上で、改めて協議してはどうか。」

<佐藤憲和委員>

→ 各会派の意見を一覧にした上で、改めて協議することを決定

2 検討事項「委員長報告に対する質疑について」

10月17日の議会運営委員会で決定したとおり、検討事項「委員長報告に対する質疑について」 (発議: 矢部委員)、SOKA新政の意向や議会事務局から他市の状況の報告を受けた上で、ご協議いただきたい。 (他市の状況は別紙のとおり)

※委員長報告に対する質疑について、資料に基づき説明<武田事務局長>

【各会派の意向】

項目/現状	委員長報告に対する質疑は、質疑時間及び回数について規定がない。
草加自民党・ 無所属の会	・質疑時間及び回数を決めたほうがよい。・委員会として結論が出ている事項に対して質疑をするべきではないか。
SOKA新政	・現状のままでよいという意見と委員長報告に対する質疑を行 うのであれば、回数・時間の制限を設けた方がよいという意 見が出た。
公明党	・まだ、会派で結論は出ていない。
市民共同	・質疑を行う権利はあると思うので、それ自体は悪いことではない。・議員個人のモラルの問題なので、議会運営委員会で協議する問題ではないのではないか。

立憲民主党

- 質疑を行う権利はあるのでそれ自体は問題ない。
- ・質疑時間については決めてもよい。
- ※「検討事項は委員長報告に対する質疑ではあるが、委員長報告に対する質疑 だけではなく、監査報告に対する質疑など、他にも回数・時間制限などが決 まっていない質疑についても検討した方がよいのではないか。」<関委員>
- ※「関委員の意見にもあったが、委員長報告に対する質疑の他にも時間・回数の制限などが決まっていない質疑がいくつかあるので、議会事務局で資料を作成してもらい、改めて協議してはどうか。」<佐藤憲和委員>
- ※「委員長報告に対する質疑の他にも時間・回数の制限などが決まっていない 質疑等に関する資料について、議会事務局に資料要求し、説明を受けて、再 度協議するということでよいか。」<佐藤利器委員長>
- ※「よい。」<全委員>
- → 今後の取り扱いについては、委員長報告に対する質疑を含め、時間・回数 の制限などが決まっていない質疑等について議会事務局に資料要求し、説明 を受けて協議することを決定
- ※「次会日程は、11月10日(月)の午前10時からでよいか。」

<佐藤利器委員長>

- ※「よい。」<全委員>
- → 検討事項「議会改革について」反問権の導入について及び委員長報告に対する質疑についてを検討する議会運営委員会の次会日程は、11月10日 (月)午前10時とすることを決定

午後4時14分閉会

◆配付資料

- 議会運営委員会協議事項
- 委員長報告に対する質疑について(県内39市調査概要)
- 委員長報告に対する質疑について(県内39市調査)

議会運営委員会協議事項

令和7年10月31日(金) 第3委員会室

- ※ 新委員の紹介及びあいさつ(佐藤憲和議員、白石議員)
- 1 検討事項「議会改革について」反問権の導入について

10月17日の議会運営委員会で決定したとおり、検討事項「議会改革について」反問権の導入について、草加自民党・無所属の会から視察結果の報告を受けた上で、ご協議いただきたい。

【参考:令和7年6月16日時点での各会派の意見】

項目	草加自民党・ 無所属の会	SOKA新政	公明党	市民共同	立憲民主党
(1)反問権の範囲(反問の性質) 【逆質問】 ①質問の背景・根拠について問うもの ②質問者の考え方について問うもの ③質問者へ代替案の提示について問うもの 【質問趣旨確認】 ④質問の趣旨や内容の確認を行うもの	反問権を必要を では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	①~④	4	①~④	4
(2)反問権を付与(行使)する対象(会議) ①議案質疑 ②一般質問 ③代表質問 ④議員・委員会提出の議案等 ⑤市長報告等 ⑥委員会の質疑・質問 ⑦その他	る場合、ルールを定めた方が良い。	①、② ③は他会派の 意見を聞きた い。	2	①~⑥	1~6
(3)反問権を行使できる者 ①市長 ②副市長 ③教育長 ④議員 ⑤部課長等 ⑥代表監査委員、選管委員長 ⑦参考人等		①~③ ※その他はま だ決まってい ない。	①~③、 ⑤~⑦	①~⑦	①~⑦
(4)質問時間の扱い(反問権の行使により 発生した時間の取り扱い) ①質問時間に含まない ②質問時間に含む		1)	まとまるところで。	1	1
(5)反問形式 ①一問一答方式 ②その他		1)	1)	1	①
(6)反問する場所 ①反問権の行使の許可を得た場所 例:議案質疑・一般 質問の場合 【逆質問】 答弁1回目は答弁席 2回目以降は自席 【質問趣旨確認】自席 ②その他		流れとしてス ムーズな場 所。	まとまるとこ ろで。	1	1
(7)反問権の付与(行使)に関する根拠を 規定する形式 ①議会運営に関する申し合わせ事項 ②その他		議会改革特別 委員会で検 事項となって いる議会基本 条例の協議次 第。	1	0	1

2 検討事項「委員長報告に対する質疑について」

10月17日の議会運営委員会で決定したとおり、検討事項「委員長報告に対する質疑について」 (発議:矢部委員)、SOKA新政の意向や議会事務局から他市の状況の報告を受けた上で、ご協議いただきたい。 (他市の状況は別紙のとおり)

【令和7年10月17日時点での各会派の意向】

項目/現状	委員長報告に対する質疑は、質疑時間及び回数について規定がない。
草加自民党・ 無所属の会	・質疑時間及び回数を決めたほうがよい。・委員会として結論が出ている事項に対して質疑をするべきではないか。
SOKA新政	・まだ会派で検討をしていないため、これから検討する。・個人的には、議員個人のモラルの問題であると思う。
公明党	・他市において、委員長報告に対する質疑の時間及び回数を決めているところがあるのかどうか、議会事務局で調査してもらい、その結果を踏まえた上で検討することも大事ではないかという意見があった。 ・まだ、会派で結論は出ていない。
市民共同	・質疑を行う権利はあると思うので、それ自体は悪いことではない。・議員個人のモラルの問題なので、議会運営委員会で協議する問題ではないのではないか。
立憲民主党	・質疑を行う権利はあるのでそれ自体は問題ない。・質疑時間については決めてもよい。

※ 協議終了後、検討事項持ち帰りの場合は、次会日程についてご協議いただきたい。

委員長報告に対する質疑について 県内39市調査概要

♦ 委員長報告に対する質疑を認めている市(37市)

質 疑 回 数 2 回 桶川市、八潮市、幸手市、吉川市 (4市) さいたま市、川越市、行田市、春日部市、狭山市、 3回 羽生市、鴻巣市、上尾市、戸田市、朝霞市、和光市、 (17市) 新座市、久喜市、北本市、蓮田市、坂戸市、日高市 無制限 ふじみ野市 (1市) 熊谷市、川口市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、 規定なし 東松山市、深谷市、越谷市、蕨市、入間市、志木市、 (15市) 富士見市、三郷市、白岡市

質 疑 時 間

30分 (2市) 行田市、ふじみ野市

60分 春日部市、狭山市、上尾市

その他 さいたま市^{※1}、三郷市^{※2}

規定なし 羽生市、鴻巣市、深谷市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、 (30市) 志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、 蓮田市、坂戸市、幸手市、日高市、吉川市、白岡市

**1 原則として、会派を代表する議員が行うものとし、当該会派に所属する議員の数に2分を乗じて得た時間の範囲内で行うものとする。ただし、会派に所属しない議員にあっては、4分の範囲内で行うことができる。

川越市、熊谷市、川口市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、

 **2 委員長報告に対する質疑についてのみの運用はなく、質疑全体として、党会派毎に持時間を定めており、1 人 3 0 分を基準に会派構成員が1 人増える毎に1 0 分を加算している。

質疑回数及び時間以外の運用ルール

- 市長提出議案や請願については、定例会最終日に各常任委員会の委員長報告を行い、その後に質疑の場面を設けている。根拠規定はないが、先例において通告書を 最終日の前日正午までに提出することとしている。その他の所管事務調査などの委員長報告(中間報告含む)については、質疑の場面を設けていない。(鴻巣市)
- 「一般会計当初予算の歳出予算審査の委員長報告に対する質疑は行わず、委員長報告後に、執行部に対する歳出の総括質疑として、行う例である。」、「一般会計 決算の歳出・特別会計・事業会計決算審査の委員長報告に対する質疑は行わず、委員長報告後に、執行部に対する総括質疑として、行う例である。」、「委員会の中 間報告に対する質疑は、行わない例である。」(桶川市)
- 委員長報告に対して、質疑を行っているのが例である。ただし、視察の報告は、質疑を行わないのが例である。〔平成23年第4回定例会以降〕(北本市)
- ◆ 委員長報告に対する質疑を認めていない市(2市)
- ・ 先例に基づき「委員会の開催は、1日1委員会とする」としていることから、委員会に所属していない議員は傍聴できるため、委員長報告に対する質疑を認めていないこととしている。(秩父市)
- 申合せで委員長報告に対する質疑は行わないこととしている。(鶴ヶ島市)

			門]1	問2	問3	問4
\		市名	おいて「議員は 少数意見を報告 し、質疑をする	は、委員長及び もした者に対 ることができ が、貴市では委 間報告含む)に	委員長報告(中間報告含む)に対する質疑の運用に関する根拠規定(申し合わせ等)があれば、根拠規定の名称・内容についてご教示ください。 根拠規定はないが、先例・慣例等で運用されている場合は、その旨と内容についてご教示ください。	次の事項をご教示ください。	委員長報告に対する質疑を認めていない(しない・できない)ことを、申し合わせ等に規定していますか。あるいは、先例・慣例等で運用していますか。何に基づき運用されているのか、ご教示ください。
			認めている	認めていない			
	1 5	さいたま市	0		さいたま市議会会議規則(第41条) 議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対し、質疑をすることができる。 さいたま市議会会議運営規程(第12条) 3 議案に対する質疑は、原則として、会派を代表する議員が行うものとし、当該会派に所属する議員の数に2分を乗じて得た時間の範囲内で行うものとする。ただし、会派に所属しない議員にあっては、4分の範囲内で行うことができる。 4 議案に対する質疑の時間及び当該質疑に対する答弁の時間は、おおむね等しくするものとする。 5 委員長報告に対する質疑は、あらかじめ通告するものとし、その通告は、原則として、委員長報告が行われる日の午前9時30分までに行うものとする。 6 第3項及び第4項の規定は、委員長報告に対する質疑について準用する。	①3回 ②原則として、会派を代表する議員が行うものとし、当該会派に所属する議員の数に2分を乗じて得た時間の範囲内で行うものとする。ただし、会派に所属しない議員にあっては、4分の範囲内で行うことができる。 ③令和7年9月定例会(10月16日) 総合政策委員長報告に対する質疑	
	2	川越市	0		先例集において、「委員長報告に対する質疑、討論の通告を受けるため 休憩をとるのが例である。」「委員長報告に対する質疑の通告は、各委 員長の報告後の休憩中に行うのが例である。」とされており、質疑した い議員は、当該休憩の間に発言通告書を提出することとなっている。	公死化なし ②会和7年(日中周会(4月25日)	
	3	熊谷市	0		熊谷市議会会議規則(第41条)で、「議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対し、質疑をすることができる。〜」と規定されており、議事日程に報告とセットで委員長報告に対する質疑の場面を設けている。また、申し合わせ事項で、「委員長報告に対する質疑については、理事者への質疑は原則として行わない。ただし、特別の理由があるときは、議長の権限でこれを許可する。」としている。	①規定なし ②規定なし ③免和7年6月定例会(6月25日) 環境産業常任委員長の報告に対する質疑 ④委員長報告に対する質疑については、理事者への質疑は原 則として行わない。ただし、特別の理由があるときは、議長 の権限でこれを許可する。(申し合わせ事項)	
	4	川口市	0		委員長報告に対する質疑の運用に関する根拠規定はないが、本会議当日 の朝に、各会派に質疑を行うかの聞き取りを行なっており、質疑を行う 場合は、発言通告書を提出してもらう運用としている。	①規定なし ②規定なし ③特になし ④特になし	
	5	行田市	0		議事日程に報告とセットで委員長報告に対する質疑の場面を設けており、質疑の機会を先例により担保している。申し合わせ等の規定はない。 質疑したい議員は、発言通告書を提出する。	①会議規則に基づき3回(議案質疑と同様) ②規定なし:30分(議案質疑と同様) ③令和3年12月定例会(12月17日) ④特になし	

		li li]1	問2	問3	問4
	市名	おいて「議員」 少数意見を報告し、質疑をする	は、委員長及び もした者に対 ることができ が、貴市では委 間報告含む)に	委員長報告(中間報告含む)に対する質疑の運用に関する根拠規定(申し合わせ等)があれば、根拠規定の名称・内容についてご教示ください。 根拠規定はないが、先例・慣例等で運用されている場合は、その旨と内容についてご教示ください。	次の事項をご教示ください。	委員長報告に対する質疑を認めていない(しない・できない) ことを、申し合わせ等に規定していますか。あるいは、先例・ 慣例等で運用していますか。 何に基づき運用されているのか、ご教示ください。
		認めている	認めていない			
6	秩父市		0			秩父市議会先例に基づき「委員会の開催は、1日1委員会とする」としていることから、委員会に所属していない議員は傍聴できるため、委員長報告に対する質疑を認めていないこととしている。
7	所沢市	0		議会運営に関する申し合わせ ①修正案についての理事者側への質疑は確認程度とする。 ②委員長報告に対して、当該委員会の所属委員が質疑をすることは、原 則としてできない。	①規定なし ②規定なし ③令和6年9月定例会(9月13日) 市民文教常任委員長報告に対する質疑 ④特になし	
8	飯能市	. 0		会議規則に委員長報告に対する質疑の規定を設けている。 通告書の提出はなし。	①規定なし ②規定なし ③令和7年9月定例会(9月30日) 経済建設委員会の委員長報告に対する質疑 ④特になし	
9	加須市	. 0		委員長報告(中間含む)の議事があった場合、議事日程に報告とセットで委員長報告に対する質疑の場面を設けており、質疑の機会を先例により担保している。申し合わせ等の規定はなく、議運での都度協議なども行っていない。 質疑したい議員は、発言通告書を提出する。	①規定なし ②規定なし ③なし ④特になし	
1(本庄市	. 0		本庄市議会会議規則第40条に委員長報告等に対する質疑について規定している (委員長報告等に対する質疑) 第40条 議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対し、質疑をする ことができる。修正案に関しては、事件又は修正案の提出者及び説明の ための出席者に対しても、また同様とする。	②なし ③令和7年3月定例会(3月25日) 厚生文教常任委員会委員長報告に対する質疑	
1	東松山ī	t O		申し合わせ事項に、日程追加、即決その他緊急を要する場合の発言通告 書の提出期限については、議長がその都度定めると定めてある。 質疑したい議員は、発言通告書を提出する。	①規定なし ②規定なし ③平成28年9月定例会(9月27日) ④特になし	

			問1		問2	問3	問4
\	\setminus	市名	おいて「議員に少数意見を報告し、」とあるの。」とあるの員長報告(中間対する質疑を記述し、当年のでは、対する質疑を認が、	は、委員長及び 合した者に対 ることができ が、貴市では委 間報告含む)に	委員長報告(中間報告含む)に対する質疑の運用に関する根拠規定(申 し合わせ等)があれば、根拠規定の名称・内容についてご教示ください。 根拠規定はないが、先例・慣例等で運用されている場合は、その旨と内 容についてご教示ください。	次の事項をご教示ください。 ①質疑回数 ②発言時間	委員長報告に対する質疑を認めていない(しない・できない) ことを、申し合わせ等に規定していますか。あるいは、先例・ 慣例等で運用していますか。 何に基づき運用されているのか、ご教示ください。
	+		認めている				
1	2	春日部市	0		・常任委員長報告の場合、議事日程に報告とセットで委員長報告に対する質疑の場面を設けており、質疑の機会を担保している。質疑したい議員は、発言通告書を提出する。 ・特別委員長報告の場合、議事日程に報告とセットで委員長報告に対する質疑の場面を設けており、質疑の機会を担保している。質疑の方法については議運で都度協議を行っている。直近の実績では、発言通告書は提出せず、挙手により運営した。	③平成28年9月定例会(9月16日) 新庁舎建設検討特別委員長中間報告に対する質疑	
1	3	狭山市	0		狭山市議会会議規則第38条において「委員会に付託した事件は、その審査を待って議題とし、委員長及び少数意見者の報告、修正案の説明、第41条(委員長報告等に対する質疑)の規定による質疑、討論、表決の順序によって審議する。」と規定しており、また、議運でも会期の運営を諮る中で言及している。 質疑したい議員による発言通告書の提出はない。	アルス	
1	4	羽生市	0		委員長報告(中間含む)の議事があった場合、議事日程に報告とセットで委員長報告に対する質疑の場面を設けており、質疑の機会を先例により担保している。申し合わせ等の規定はなく、議運での都度協議なども行っていない。 質疑したい議員は、発言通告書を提出する。	①3回 ②規定なし ③令和6年3月定例会(3月14日) 総務文教委員会委員長報告に対する質疑 ④特になし	
1	5	鴻巣市	0		市長提出議案や請願については、定例会最終日に各常任委員会の委員長報告を行い、その後に質疑の場面を設けている。 根拠規定はないが、先例において通告書を最終日の前日正午までに提出することとしている。 その他の所管事務調査などの委員長報告(中間報告含む)については、 質疑の場面を設けていない。	②規定なし ③令和7年9月定例会(10月2日) 政策総務常任委員長に対する質疑	
1	6	深谷市	0		委員長報告の質疑に対する申し合わせ等なし。	①規定なし ②規定なし ③平成30年3月定例会(3月19日) 総務委員会委員長報告に対する質疑 ④特になし	

			問1		問2	問3	問4
		市名	おいて「議員は 少数意見を報告 し、質疑をする	は、委員長及び 合した者に対 ることができ が、貴市では委 間報告含む)に	委員長報告(中間報告含む)に対する質疑の運用に関する根拠規定(申し合わせ等)があれば、根拠規定の名称・内容についてご教示ください。 根拠規定はないが、先例・慣例等で運用されている場合は、その旨と内容についてご教示ください。	次の事項をご教示ください。	委員長報告に対する質疑を認めていない(しない・できない) ことを、申し合わせ等に規定していますか。あるいは、先例・ 慣例等で運用していますか。 何に基づき運用されているのか、ご教示ください。
			認めている	認めていない			
1'	7	上尾市	0		上尾市議会会議規則第41条 議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対し、質疑をすることができる。修正案に関しては、事件又は修正案の提出者及び説明のための出席者に対しても、また同様とする。 上尾市議会会議規則第51条1項 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行、一身上の弁明等については、この限りでない。 上尾市議会会議規則第51条2項 発言通告書には、質疑についてはその要旨、討論については反対又は賛成の別を記載しなければならない。	②上尾市議会会議規則第57条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を 制限することができる。 【上尾市議会運営委員会申し合わせ事項】 質疑について (1)時間制限 ・一般質問と同様とする。(=質問、答弁 合わせて、原則として1人1時間以内とする。【申し合わせ	
18	3	越谷市	0		委員長報告の議事があった場合、議事日程に報告とセットで委員長報告に対する質疑の場面を設けており、質疑の機会を先例により担保している。申し合わせ等の規定はなく、議運での都度協議なども行っていない。 発言通告書を経ずに質疑を行うことも許可している。	①規定なし ②規定なし ③令和7年9月定例会(9月25日) 総務常任委員長報告に対する質疑 ④特になし	
19)	蕨市	0		委員長報告(中間含む)の議事があった場合、議事日程に報告とセット で委員長報告に対する質疑の場面を設けており、質疑の機会を先例によ り担保している。申し合わせ等の規定はなく、議運での都度協議なども 行っていない。 質疑したい議員は、発言通告書を提出する。	①規定なし ②規定なし ③なし ④特になし	
20)	戸田市	0		委員長報告の議事があった場合、議事日程に報告とセットで委員長報告 に対する質疑の場面を設けている。慣例・申し合わせ事項により、通告 書の提出は不要で挙手により質疑を許している。	①3回 ②規定なし ③令和7年9月定例会(9月19日) 総務常任委員長報告に対する質疑 ④特になし	
2		入間市	0		常任委員会及び決算特別委員会の委員長報告がある場合、質疑の場面を 設けているが、それに関する申し合わせ等の規定はない。	①規定なし ②規定なし ③平成8年3月定例会(3月19日) 常任委員会委員長報告に対する質疑 ④特になし	

			問		問2	問3	問4
\		市名	おいて「議員は 少数意見を報告 し、質疑をする	は、委員長及び 告した者に対 ることができ が、貴市では委 聞報告含む)に	委員長報告(中間報告含む)に対する質疑の運用に関する根拠規定(申し合わせ等)があれば、根拠規定の名称・内容についてご教示ください。 根拠規定はないが、先例・慣例等で運用されている場合は、その旨と内容についてご教示ください。	次の事項をご教示ください。	委員長報告に対する質疑を認めていない(しない・できない) ことを、申し合わせ等に規定していますか。あるいは、先例・ 慣例等で運用していますか。 何に基づき運用されているのか、ご教示ください。
			認めている	認めていない			
2	2	朝霞市	Ο		朝霞市議会申し合わせ事項 委員長報告に対する当該委員会に所属をしている委員が本会議において質疑することについて、禁止するものではないが、良識を持って対応する必要がある。その良識もいろいろ人によって違うが、それでもなおかつ問題が生じたときは、議長の議事整理権を持って整理し、議員はそれに従うものとする。(H5.3.31) 委員長報告における討論の報告について、反対・賛成の討論があった旨の報告にとどめ、討論内容については報告しない。討論についての質疑は行わないこと。(H2.1.30)	①3回(朝霞市議会会議規則第56条) ②規定なし ③令和7年9月定例会(10月2日) 各常任委員長報告に対する質疑 ④特になし	
2	3	志木市	0		志木市議会規則第41条で、標準会議と同一の内容で規定している。	①規定なし ②規定なし ③実績なし ④なし	
2	4	和光市	0		和光市議会申し合わせ事項において、自己の所属する委員会(予算決算 常任委員会を除く)の委員長報告に対しては、質疑を行わないことを例 とする。発言は無通告制とする。と規定している。		
2	5	新座市	0		委員長報告(中間含む)の議事があった場合、議事日程に報告とセットで委員長報告に対する質疑の場面を設けており、質疑の機会を先例により担保している。申し合わせ等の規定はなく、議運での都度協議なども行っていない。 質疑したい議員は、発言の通告によらず発言を求めることができる。	①3回(新座市議会会議規則第56条) ②規定なし ③直近(令和元年以降)なし ④特になし	
2	6	桶川市	0		委員長報告(中間含む)の議事があった場合、議事日程に報告とセットで委員長報告に対する質疑の場面を設けている。ただし先例により以下の場合を除く。なお、事前通告の義務はない。 ・一般会計当初予算の歳出予算審査の委員長報告に対する質疑は行わず、委員長報告後に、執行部に対する歳出の総括質疑として、行う例である。 ・一般会計決算の歳出・特別会計・事業会計決算審査の委員長報告に対する質疑は行わず、委員長報告後に、執行部に対する総括質疑として、行う例である。 ・委員会の中間報告に対する質疑は、行わない例である。	①規定はないが、会議規則第53条(質疑は、同一議員につき、同一議題について2回を超えることができない)を準用している。 ②規定なし ③令和7年6月定例会(6月20日) 委員長報告に対する質疑 ④特になし	

			問	1	問2	問3	問4
\		市名	おいて「議員に少数意見を報告し、少数質疑をするのでは、」とあるのでは、」とあるのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	は、委員長及び ました者に対 ることがでさき が、貴市では委 閉報告含む)に 認めています	委員長報告(中間報告含む)に対する質疑の運用に関する根拠規定(申 し合わせ等)があれば、根拠規定の名称・内容についてご教示ください。 根拠規定はないが、先例・慣例等で運用されている場合は、その旨と内 容についてご教示ください。	次の事項をご教示ください。	委員長報告に対する質疑を認めていない(しない・できない) ことを、申し合わせ等に規定していますか。あるいは、先例・ 慣例等で運用していますか。 何に基づき運用されているのか、ご教示ください。
			認めている	認めていない			
	27	久喜市	0		委員長報告(中間含む)の議事があった場合、議事日程に報告とセット で委員長報告に対する質疑の場面を設けており、質疑の機会を先例によ り担保している。申し合わせ等の規定はなく、議運での都度協議なども 行っていない。 質疑は挙手制。	②規定なし	
;	28	北本市	0		北本市議会先例集(令和4年度版) (委員長報告等に対する質疑) 委員長報告に対して、質疑を行っているのが例である。ただし、視察の 報告は、質疑を行わないのが例である。〔平成23年第4回定例会以降〕	①3回まで ②規定なし ③令和7年9月定例会(9月26日) 総務文教常任委員会委員長報告に対する質疑 健康福祉常任委員会委員長報告に対する質疑 ④質疑については北本市議会会議規則に規定	
	29	八潮市	0		根拠規定:八潮市議会会議規則(第40条) 内容:議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対し、質疑をすることができる。 上記の会議規則に基づき、議事日程に「議案の委員会報告に対する質 疑」を入れている。	①2回まで(八潮市議会会議規則第55条) ②規定なし ③平成25年第4回定例会 請願の委員長報告に対する質疑 ④特になし	
,	30	富士見市	0		特になし	①規定なし ②規定なし ③平成28年12月定例会(12月20日) 文教福祉常任委員長議案審査報告に対する質疑 ④特になし	
Į,	31	三郷市	0		質疑したい議員は、発言通告書を提出する。(委員長報告による質疑は 先例により議案質疑に準じている)	①規定なし ②委員長報告に対する質疑についてのみの運用はなく、質疑全体として、党会派毎に持時間を定めており、1人30分を基準に会派構成員が1人増える毎に10分を加算している。 ③平成18年3月定例会 総務常任委員長報告に対する質疑 ④特になし	

		問	11	問2	問3	問4
	市名	おいて「議員は 少数意見を報告 し、質疑をする	は、委員長及び もした者に対 ることができ が、貴市では委 間報告含む)に	委員長報告(中間報告含む)に対する質疑の運用に関する根拠規定(申 し合わせ等)があれば、根拠規定の名称・内容についてご教示ください。 根拠規定はないが、先例・慣例等で運用されている場合は、その旨と内 容についてご教示ください。	次の事項をご教示ください。	委員長報告に対する質疑を認めていない(しない・できない) ことを、申し合わせ等に規定していますか。あるいは、先例・ 慣例等で運用していますか。 何に基づき運用されているのか、ご教示ください。
		認めている	認めていない			
32	蓮田市	0		委員長報告(中間含む)の議事があった場合、議事日程に報告とセットで委員長報告に対する質疑の場面を設けており、質疑の機会を先例により担保している。申し合わせ等の規定はなく、議運での都度協議なども行っていない。 質疑したい議員は、発言通告書を提出する。	②規定なし	
33	坂戸市	0		質疑の回数のみ規定している。(坂戸市議会会議規則第55条:質疑は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。)なお、申し合わせ、先例、慣例等はない。	①3回まで ②規定なし ③令和元年6月定例会(6月19日) 市民福祉常任委員会委員長報告に対する質疑 ④特になし	
34	幸手市	0		質疑を行う場合は、発言通告書を提出する。	①再質疑 ②規定なし ③令和7年3月定例会 ④特になし	
35	鶴ヶ島市		0			申合せで委員長報告に対する質 疑は行わないこととしている。
36	日高市	0		日高市議会会議規則 第41条 議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対し、質疑をする ことができる。修正案に関しては、事件又は修正案の提出者及び説明の ための出席者に対しても、また同様とする。	①日高市議会会議規則 第56条 質疑は、同一議員につき、同一議題について3回を 超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たとき は、この限りでない。 ②なし ③なし ④なし	
37	吉川市	0		会議規則に基づき自由に質疑できる。 運用に関する決め事はなく、議運等での協議も発言通告も不要。 委員長報告においては過去に例があり、委員長は自己の意見を加えず、 委員会でのやり取りを答弁(報告)している。少数意見の報告は今まで に例がない。	①慣例によりすべての質疑は原則2回まで ②規定なし ③令和4年6月定例会(6月9日) ④特にないが、委員長報告日前日に各委員会の要点筆記を全 議員へ渡しているため、報告に対する質疑は出ないものと考 えている。	

		問	1	問2	問3	問4				
	市名	おいて「議員は、委員長及で少数意見を報告した者に対し、質疑をすることができる。」とあるが、貴市では委員長報告(中間報告含む)は対する質疑を認めていますか。		おいて「議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対し、質疑をすることができる。」とあるが、貴市では委員長報告(中間報告含む)に対する質疑を認めていますか。		おいて「議員は、委員長及び 少数意見を報告した者に対 し、質疑をすることができ る。」とあるが、貴市では 員長報告(中間報告含む)に 対する質疑を認めています か。		委員長報告(中間報告含む)に対する質疑の運用に関する根拠規定(申 し合わせ等)があれば、根拠規定の名称・内容についてご教示ください。 根拠規定はないが、先例・慣例等で運用されている場合は、その旨と内 容についてご教示ください。	次の事項をご教示ください。 	委員長報告に対する質疑を認めていない(しない・できない) ことを、申し合わせ等に規定していますか。あるいは、先例・ 慣例等で運用していますか。 何に基づき運用されているのか、ご教示ください。
		認めている	認めていない							
3	8 ふじみ野市	0		・ふじみ野市議会運営に関する細則会議規則関係37条	①回数制限を設けていない(ふじみ野市議会会議規則第56条) ②30分以内 ③平成30年9月定例会(8月31日) 議会運営委員会視察調査報告における議会運営委員長の視察 調査報告に対する質疑 ④ふじみ野市議会運営に関する細則会議規則関係41条 〇 当該委員会に所属する議員は、委員長の報告に対し質疑 できないものとする。					
3	9 白岡市	0		委員長報告(中間含む)の議事があった場合、議事日程に報告とセット で委員長報告に対する質疑の場面を設けており、質疑の機会を先例によ り担保している。申し合わせ等の規定はなく、議運での都度協議なども 行っていない。 事前通告制ではなく、質疑したい議員は、その場で挙手し、発言する。	②規定なし ③令和3年12月定例会(12月15日) 産業建設常任委員長に対する質疑					
	計	37	2							